④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

他方、毎年11月の基本指針の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通し（表３）に沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

２　平成27／28年の備蓄運営

平成27年産米の備蓄米としての買入契約数量は25万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（６月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、17～25万トンの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた平成27／28年の備蓄運営は、表４のとおりです。

表４　平成27／28年の備蓄運営

（単位：万トン）

平成27年６月末備蓄量	A	91
平成27年産米買入契約数量	B	25
平成27／28年非主食用販売量	C	17～25
平成28年６月末備蓄量	D＝A＋B－C	91～99

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

１　平成26会計年度の輸入状況

平成26会計年度においては、平成26年３月の基本指針第４に基づき、77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行い、その結果、全量（ＳＢＳは１万トン）を買い付けました。

２　平成27会計年度の輸入方針

平成27会計年度の輸入予定数量については、平成27年３月の基本指針に基づき、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

ＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第８３号
北九州市小倉北区馬借３丁目２番20―305号
債務者　川添きみ子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末廣　清二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２９３号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　２街区１棟402号
債務者　伊東　重徳
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８２号
北九州市門司区花月園７番２号
債務者　中村ひとみ
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　研太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３８２号
兵庫県西宮市能登町12番28号
債務者　村尾　行洋
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６４号
北九州市戸畑区千防３丁目９番10号
債務者　小西　紀之
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１６号
京都府舞鶴市京田38―５　菱田方、住民票上の住所京都府舞鶴市字長浜140番地の１
債務者　林　　政彦
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第１１９１号
札幌市清田区美しが丘４条６丁目４番３―405号
債務者　桑原美代子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６０９号
埼玉県久喜市野久喜549番地１　1014
債務者　山内久仁子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　径一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係